

答申第 685 号

平成 30 年 6 月 19 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 金子 正史

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 12 月 7 日付けで諮問された特定公益法人からの提出文書等一部非公開の件（諮問第 777 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

- (1) 実施機関が、公開請求の対象となる文書として、特定公益法人からの定期提出書類、同法人役員等報酬規程、特定回の神奈川県公益認定等審議会資料、修正可能書類通知書及び修正可能書類連絡書、特定申請書並びにその関連文書を特定したことは妥当であるが、同法人に対する立入検査の予定、日程、検査項目等に関する文書については、対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。
- (2) 実施機関が、別表1のA欄、B欄、D欄、E欄及びF欄に掲げる情報を非公開としたこと及び特定公益法人に係る平成21年度収支予算書、平成23年度収支予算書、平成22年度貸借対照表、平成22年度正味財産増減計算書、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項第5号及び同法施行規則第14条各号に基づき作成した文書、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第57条に規定する情報提供等の措置に関する文書並びに特定文書の内容を知事及び神奈川県公益認定等審議会委員が了知していることが分かる文書を不存在であるとして公開を拒んだことは妥当であるが、別表1のC欄に掲げる情報については公開すべきである。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成29年7月3日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定公益法人（以下「本件法人」という。）からの定期提出書類、本件法人から提出された特定申請書、その関連文書、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第90条第4項第5号及び同法施行規則第14条各号に基づき作成した文書、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第57条に規定する情報提供等の措置に関する文書、本件法人に対する立入検査の予定、日程、検査項目等に関する文書並びに特定文書の内容を知事及び神奈川県公益認定等審議会委員（以下「委員」という。）が了知していることが分かる文書について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、知事は、平成29年7月13日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年8月28日付けで、本件法人に係る平成22年度から平成29年度までの収支予算書（平成23年度分を除く。）、平成21年度から平成29年度までの貸借対照表（平成22年度分を除く。）、平成21年度から平成29年度までの正味財産増減計算書（平成22年度分を除く。）、本件法人役員等報酬規程、特定回の神奈川県公益認定等審議会資料（以下「審議会資料」という。）、修正可能書類通知書及び修正可能書類連絡書、特定申請書並びにその関連文書（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、別表1のF欄に掲げる情報については個人に関する情報であり、特定の個人が識別できる情報であるとして条例第5条第1号を理由に、別表1のA欄、B欄、C欄、D欄及びE欄に掲げる情報については法人に関する情報であり、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして同条第2号を理由に、また、本件法人に係る平成21年度収支予算書、平成23年度収支予算書、平成22年度貸借対照表、平成22年度正味財産増減計算書、法人法第90条第4項第5号及び同法施行規則第14条各号に基づき作成した文書、認定法第57条に規定する情報提供等の措置に関する文書、本件法人に対する立入検査の予定、日程、検査項目等に関する文書並びに特定文書の内容を知事及び委員が了知していることが分かる文書（以下「本件存否判断文書」と総称する。）については不存在であるとして、それぞれ非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、平成29年10月2日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 条例第5条第2号該当性について

別表1のA欄、B欄、C欄、D欄及びE欄に掲げる情報については、本件法人の性格、目的及び事業活動の公益性、また、これらの情報を非公開

とすることは一部常勤役員の不当な利益を擁護することになり、県民の利益を害し、公益財団法人としての存続基盤となる認定法第5条の公益認定基準にも触れるものであることに照らすと、本件法人は法的保護に値しないので、条例第5条第2号本文に該当しない。

仮に、これらの情報が同号本文に該当するとしても、公開されることにより保護される利益と公開しないことにより保護される利益を比較衡量すると、本件法人による認定法第5条に触れる行為や本件法人の公益性等にかんがみれば、前者が上回ることから、同号ただし書により公開すべきである。

## (2) 条例第7条該当性について

別表1のA欄、B欄、C欄、D欄及びE欄に掲げる情報については、少なくとも、「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」を主張する以前の問題、すなわち、本件法人には、認定法の公益増進に逆行する公益侵害及び遵法意識の欠如の実態があるのであるから、過去及び将来の県民の貴重な財産を保護するためにも、公開することが必要と認められる情報である。また、本件法人の行う公益目的事業の不特定かつ多数の者の利益に寄与すべきという目的や性格に照らしても、条例第7条の「公益上特に必要があると認められるとき」に該当するものとして公開すべきである。

## (3) 本件存否判断文書について

ア 法人法第90条第4項第5号及び同法施行規則第14条各号に基づき作成した文書

実施機関は、監督官庁として、本件法人が認定法等の趣旨に沿って適正に業務を行っているか、法を遵守しているかを確認し、確認の担保としてその指導経過を記録した文書の提出を受けるべきであり、これらの文書を取得しているはずである。本件法人からこれらの文書の提出を受ける義務はなく、不存在であるという実施機関の説明は信用し難い。

イ 認定法第57条に規定する情報提供等の措置に関する文書

過去に本件法人による特定申請について、実施機関を窓口として事前協議を行った経緯があるにもかかわらず、かかる文書を不存在とすることは許されない。

ウ 本件法人に対する立入検査の予定、日程、検査項目等に関する文書  
県が作成した「立入検査の考え方」によれば、第2回目の立入検査に  
ついては、第1回立入検査実施後3年以内に行うこととされており、  
「立入検査を適切なものとするために、年度当初までに立入検査に関す  
る計画を毎年作成する」とされている。県が自ら定めた重要かつ基本的  
な考え方を無視することは考えられず、かかる文書の不存在はあり得な  
い。

エ 特定文書の内容を知事及び委員が了知していることが分かる文書  
かかる文書が不存在ということは、特定文書の内容を知事が了知して  
いない、7か月以上知事へ報告していないということであり、言語道断  
である。

また、特定文書の処理状況について、実施機関職員に問合わせたとこ  
ろ、委員には口頭で伝えた旨回答があったので、特定文書の内容を委員  
が了知していることが分かる文書はあるはずである。

#### 4 実施機関（総務局組織人材部文書課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び条例第20条第3項の規定により提出した意  
見書に基づき整理すると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

##### (1) 条例第5条第1号該当性について

別表1のF欄に掲げる情報については、条例第5条第1号にいう「個人  
に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るも  
の」に該当する。

##### (2) 条例第5条第2号該当性について

別表1のA欄、B欄、C欄、D欄及びE欄に掲げる情報は、次のとおり、  
条例第5条第2号に該当する。

##### ア 別表1のA欄及びB欄に掲げる情報

これらの情報は、神奈川県公益認定等審議会（以下「審議会」とい  
う。）に提出された会議資料のうち、議案7関係補助資料に記載された  
ものであり、別表1のA欄に掲げる情報は、本件法人が行った特定の申  
請について審議するにあたり、担当職員が事前に委員から指示があった

事項を確認した結果を記載したものであって、具体的な審査の観点等の情報を含むものであり、また、別表1のB欄に掲げる情報は、本件法人が特定事業の将来の収支状況について推測して作成した未確定の情報、経理に関する情報等、専ら本件法人の内部管理の事項に属する情報である。これらの情報は、これを公開すると、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するため、条例第5条第2号本文に該当する。

イ 別表1のC欄及びD欄に掲げる情報

修正可能書類通知書及び修正可能書類連絡書は、毎事業年度、法人から実施機関に提出される定期提出書類について、県担当者が確認し、修正が必要と思われる箇所を法人へ伝えるために作成するものであり、法人側で記載内容を確認し、問題がなければ当該記載事項に沿った修正を行うものである。これらの文書に記載された別表1のC欄及びD欄に掲げる情報は、法人側でその内容を確認・修正する前の、本件法人が了承していない未確定の情報、経理に関する情報等、専ら本件法人の内部管理の事項に属する情報である。特に、修正可能書類連絡書については、県担当者が作成した個別具体の修正内容が記載されている。かかる情報は、これを公開すると、本件法人に対する不要な憶測を呼ぶ等、本件法人の信用上の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第5条第2号本文に該当する。

ウ 別表1のE欄に掲げる情報

特定申請書及びその関連文書は、本件法人の特定の認定に関して本件法人から提出された文書である。知事は、特定申請書の提出があった際には、審議会に諮問の上、その認定の可否を決するところ、これらの文書に記載された別表1のE欄に掲げる情報は、審議会での審議や知事の認定を受ける前の未確定の情報、申請時点で予定していた今後の経営方針や事業上のノウハウ、本件法人から提出された公になっていない特定事項に関する情報等を含む専ら法人の内部管理に属する情報である。かかる情報は、これを公開すると、その性質上、本件法人に対する不要な憶測を呼ぶ等、本件法人の信用上の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第5条第2号本文に該当する。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

別表1のA欄に掲げる情報は、本件法人が行った特定の申請について審議をするにあたり、担当職員が事前に委員から指示があった事項を確認した結果を記載したものであり、審議会における具体的な審査の観点等の情報を含むものである。かかる情報は、これを公開すると、同種の申請を行おうとする法人によるこれらの具体的な審査の観点等を前提とした、実態と乖離した必要書類等の提出を招きかねず、今後行われる同種の審査が形骸化する等の支障が生じるおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

(4) 本件存否判断文書の存否について

ア 本件法人に係る平成21年度収支予算書、平成23年度収支予算書、平成22年度貸借対照表及び平成22年度正味財産増減計算書

定期提出書類として本件法人から提出された収支予算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の保存期間は5年間であり、これらの文書のうち平成23年度以前のものについては、未だ実施機関で保管していた平成22年度収支予算書、平成21年度貸借対照表、平成23年度貸借対照表、平成21年度正味財産増減計算書及び平成23年度正味財産増減計算書を除き、既に公文書館に引き渡しているため、不存在である。

イ 法人法第90条第4項第5号及び同法施行規則第14条各号に基づき作成した文書

かかる文書は、法人が内部の体制を整備するために作成し保管するものであり、認定法等の法令により法人から都道府県知事への提出が義務付けられているものではなく、また、実際に、本件法人から提出を受けていないため、不存在である。

ウ 認定法第57条に規定する情報提供等の措置に関する文書

認定法第57条は、公益法人の活動状況等に関する国民への情報提供に関する規定であり、内閣総理大臣又は都道府県知事が、迅速に情報提供ができるよう必要な措置を講ずるものとしている。かかる情報提供については、内閣府が全国の公益法人に関する情報をとりまとめ、国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人information」で情報

提供しているところであり、かかる文書は不存在である。

エ 本件法人に対する立入検査の予定、日程、検査項目等に関する文書

本件請求が行われた時点で、実施機関において、本件法人に対する立入検査の具体的な実施日程等は未定であったため、かかる文書は不存在である。

オ 特定文書の内容を知事及び委員が了知していることが分かる文書

かかる文書は、特定文書を知事等に回議したことを前提とするものであるが、特定文書については、神奈川県事務決裁規程に基づき、所管部局内において処理しており、知事等に回議していないため、不存在である。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書は、平成21年から平成29年までに本件法人が事業年度毎に提出した計算書類の一部、本件法人の役員等報酬規程、審議会資料、本件法人からの定期提出書類の修正指導を内容とする修正可能書類通知書及び修正可能書類連絡書、特定申請書並びにその関連文書であることが認められる。

### (2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができる」と規定している。

そこで、別表1のF欄に掲げる情報の同号本文該当性について、以下検討する。

当審査会が確認したところ、別表1のF欄に記載された情報は、本件法人の申請業務担当者の氏名及び職名であるところ、これらは個人に関する情報であつて、特定の個人が識別されるものであることは明らかであることから、同号本文に該当すると判断する。



#### イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

もともと、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報については公開すべき旨を規定している。

そこで、別表1のF欄に掲げる情報の同号ただし書該当性について、以下検討する。

当審査会が確認したところ、これらの情報は、前記のとおり、本件法人の申請業務担当者の氏名及び職名であるところ、その内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

#### (3) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらに該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同条各号に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、別表1のA欄に掲げる情報の同号柱書該当性について、以下検討する。

当審査会が確認したところ、別表1のA欄に掲げる情報は、本件法人が行った特定の申請について審議をするにあたり、担当職員が事前に委員から指示があった事項を確認した結果を記載したものであり、申請内容に応じた公益認定基準への適合性等、具体的な審査の観点に言及するものであると認められる。したがって、かかる情報を公開すると、実施機関が説明するとおり、当該申請に対する審査の観点を明らかにすることとなり、今後、同種の申請を行おうとする法人が、審査を通すことに偏重した必要書類の作成、提出等を行うことを招き、結果、審議会における審査が形骸化するという支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、かかる情報は、これを公開することにより、実施機関の審議会事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同号柱書に該当すると判断する。

#### (4) 条例第5条第2号該当性について

##### ア 判断対象

実施機関は、前記4(2)のとおり、別表1のA欄、B欄、C欄、D欄及びE欄に掲げる情報が、条例第5条第2号に該当する旨説明するが、これらの情報のうち、別表1のA欄に掲げる情報については、前記(3)のとおり、同条第4号柱書に該当するため、同条第2号該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。

そこで、以下においては、別表1のB欄、C欄、D欄及びE欄に掲げる情報の同号該当性について判断する。

##### イ 条例第5条第2号該当性

条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開すること

が必要であると認められる情報」は公開すると規定している。

(7) 別表 1 の B 欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表 1 の B 欄に掲げる情報は、審議会に提出された補助資料に記載されたものであり、本件法人が特定事業の将来の収支状況を推測して作成した収支決算に係る情報であると認められる。かかる情報は、ある時点において、本件法人が行った収支決算の見込みに関する情報であって、公にされているものではないことにかんがみると、かかる情報を公開した場合、実施機関が説明するとおり、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第 5 条第 2 号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報が、本件法人の収支決算の見込みに関する情報であることにかんがみれば、これを公開したとしても、人の生命、身体等の利益を保護することにつながると認めることは極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報は同号ただし書には該当しないと判断する。

(イ) 別表 1 の C 欄及び D 欄に掲げる情報

実施機関は、別表 1 の C 欄及び D 欄に掲げる情報について、法人側でその内容を確認・修正する前の、本件法人が了承していない未確定の情報、経理に関する情報等、専ら本件法人の内部管理の事項に属する情報であり、これを公開すると、本件法人の信用上の正当な利益を害する旨説明する。

確かに、別表 1 の D 欄に掲げる情報は、本件法人が実施機関に事業年度毎に提出した計算書類等に関して、実施機関が指示した個別具体の修正内容及び修正すべき書類そのものであって、県において修正を要するものと認識してはいるものの本件法人において修正の要否を確認する前の段階の情報であることにかんがみると、これを公開すると、本件法人の信用上の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第 5 条第 2 号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、かかる情報を公

開したとしても、人の生命、身体等の利益の保護につながると認めることは極めて困難であるといわざるを得ない。

一方、別表1のC欄に掲げる情報については、個別具体の修正内容に至らない一般的・抽象的な指示が記載されているに過ぎず、これを公開したとしても、実施機関が主張するようなおそれが生じるとは認められない。

よって、かかる情報は、同号本文に該当しないと判断する。

(ウ) 別表1のE欄に掲げる情報

当審査会が確認したところ、別表1のE欄に掲げる情報は、特定申請書及びその関連文書に記載された情報であって、その内容は、本件法人が申請時点で予定していた今後の経営方針等を含む公にされていない特定事項に関するものであると認められるところ、これを公開すると、実施機関が説明するとおり、その性質上、本件法人の信用上の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、かかる情報は条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報の内容及び性質にかんがみれば、かかる情報を公開したとしても、人の生命、身体等の利益の保護につながると認めることは極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、かかる情報は同号ただし書に該当しないと判断する。

(5) 本件存否判断文書の存否について

ア 本件法人に係る平成21年度収支予算書、平成23年度収支予算書、平成22年度貸借対照表及び平成22年度正味財産増減計算書

(7) 実施機関は、定期提出書類として本件法人から提出された収支予算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の保存期間は5年であり、保存期間満了により、公文書館に引渡しがなされていることから、これらの文書は不存在である旨説明しているため、以下、この点について検討する。

(イ) 当審査会が確認したところ、保存期間を満了した文書は、保存期間を1年又は常用と定めたものを除き、神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）第15条第1項の規定に基づき公文書館長に引き

渡すこととされ、引き渡された行政文書は、神奈川県公文書館条例第4条第1項及び第2項の規定に基づき、知事が定める基準により歴史資料として重要なものを選別の上保存し、その余については速やかに廃棄することとされている。また、条例第3条第1項第2号では、公文書館が当該施設の設置目的に応じて歴史資料として保存している資料については、公開請求の対象となる「行政文書」には該当しない旨が定められている。

以上を前提とすると、保存期間を満了した文書については、廃棄又は行政文書該当性を欠くことにより、文書不存在となることが認められる。

(ウ) そこで、これを本件についてみると、実施機関が説明するとおり、本件法人に係る平成21年度収支予算書、平成23年度収支予算書、平成22年度貸借対照表及び平成22年度正味財産増減計算書は、平成21年度から平成23年度までの間に、事業年度毎に本件法人から実施機関に提出された計算書類であること、また、実施機関が定めたファイル基準表によると、その保存期間が5年となることが認められる。

このことから、これらの文書は、平成21年度から平成23年度までの間に処理済文書となり、それぞれ5年間実施機関において保存された後、平成27年度から平成29年度までに順次公文書館に引き渡されるのが規則に即した処理であると認められる。

そして、前記のとおり、公文書館に引き渡された文書については歴史資料として保存されるか又は廃棄されることにより文書不存在となることから、実施機関が、本件対象文書を作成又は取得していたとしても、保存期間が5年であり、既に公文書館に引き渡しがなされているとして不存在である旨説明していることに特段不合理な点は認められない。

イ 法人法第90条第4項第5号及び同法施行規則第14条各号に基づき作成した文書

当審査会が確認したところ、法人法第90条第4項第5号は一般社団法人等の理事会が理事に委任できない事項として、「理事の職務の執行が

法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を挙げており、同法施行規則第14条各号は、整備すべき体制を列挙するものである。

もっとも、かかる体制の整備に際して、法人が何らかの文書を作成したとしても、当該文書については、認定法等の法令上、当該法人から都道府県知事への提出を義務付ける規定は見受けられない。

よって、本件法人から法人法第90条第4項第5号及び同法施行規則第14条各号に基づき作成した文書の提出を受けていないため、当該文書は不存在であるとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

#### ウ 認定法第57条に規定する情報提供等の措置に関する文書

当審査会が確認したところ、認定法第57条は、公益法人の活動状況等に関する国民への情報提供に関する規定であり、内閣総理大臣又は都道府県知事は、迅速に情報提供ができるよう必要な措置を講ずるものとしており、かかる情報提供については、内閣府が全国の公益法人に関する情報をとりまとめ、国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人information」で情報提供していることが認められる。

したがって、実施機関がかかる情報提供を行う必然性はないものと認められ、かかる情報提供に関する文書を作成又は取得していないため、不存在であるとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

#### エ 本件法人に対する立入検査の予定、日程、検査項目等に関する文書

当審査会が確認したところ、本件法人に対する立入検査の予定、日程、検査項目等に関する文書については、審査請求人の主張のとおり、県が作成した「立入検査の考え方」により、第1回目の立入検査実施後3年以内に第2回目の立入検査を行うこと及び立入検査を行う際は、当該立入検査を行う年度当初までにその計画を作成することとされていると認められる。また、平成26年10月に本件法人への第1回目の立入検査が実施されたことも認められる。そうであるならば、実施機関は遅くとも平成29年10月までに本件法人への第2回目の立入検査を実施しなければならず、また、同年4月頃までにはその計画を作成していなければならな

いと言える。したがって、本件請求が同月以降に行われたことをかんがみれば、本件法人への立入検査に関して、具体的な日程や検査項目はともかく、立入検査の予定に関する文書は本件請求時において既に作成済であったと考えられ、当審査会が確認したところ、現に立入検査の実実施計画に関する文書の存在が認められる。

よって、本件法人に対する立入検査の予定、日程、検査項目等に関する文書として、立入検査の実実施計画に関する文書を対象文書として特定の上、改めて諾否の決定を行うべきである。

オ 特定文書の内容を知事及び委員が了知していることが分かる文書

当審査会が確認したところ、特定文書については、その内容に照らすと、神奈川県事務決裁規程別表1のうち「19 認定、確認等」に定める課長専決事項であることが認められる。

よって、特定文書については、同規程に基づき課長専決事項として所管部局内で処理しているところであり、知事に報告したことを前提とする特定文書の内容を知事が了知していることが分かる文書は不存在であるとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

また、審査請求人は、特定文書について実施機関職員が委員に口頭で報告したため、特定文書の内容を委員が了知していることが分かる文書は存在するはずである旨主張するが、当審査会が確認したところ、現にそのような報告はなされていないことが認められる。

よって、特定文書については、委員に報告していないため、特定文書の内容を委員が了知していることが分かる文書は不存在であるとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

(6) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、別表1のA欄、B欄、D欄及びE欄に掲げる情報について、同条による裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

なお、審査請求人は、別表1のC欄に掲げる情報についても、同条による裁量的公開を求めているが、かかる情報については、前記5(4)イ(イ)で

判断したとおり、条例第5条第2号本文には該当しないと認められるため、第7条による裁量的公開を検討するまでもなく、公開すべき情報である。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見るに、別表1のA欄、B欄、D欄及びE欄に掲げる情報は、審議会における申請内容に応じた公益認定基準への適合性等、具体的な審査の観点に関する情報、本件法人が特定事業の将来の収支状況について推測して作成した収支決算に係る情報、本件法人が実施機関に事業年度毎に提出した計算書類等に関して、県において修正を要するものと認識してはいるものの本件法人において修正の要否を確認する前の段階の情報及び本件法人が特定の申請時点で予定していた今後の経営方針等を含む公にされていない特定事項に関する情報であって、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。



別表 1

原処分における非公開情報一覧		
文書区分	文書種別	非公開情報
A	審議会資料	議案7関係補助資料
		議案7関係補助資料
B		議案7関係補助資料
C		平成26年5月20日付け修正可能書類通知書
		平成26年8月5日付け修正可能書類通知書
D	修正可能書類通知書及び修正可能書類連絡書	平成28年1月13日付け修正可能書類連絡書
		平成28年10月3日付け修正可能書類連絡書
		平成28年10月25日付け修正可能書類連絡書

別表 1 &lt; 続き &gt;

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	
E	特定申請書	本件法人から提出された公になっていない特定事項に関する情報 ○ 別表 2 中、 $\alpha$ 部分	
F	別紙 1 : 法人の基本情報について	本件法人の申請業務担当者の氏名及び職名 ○ 別表 2 中、 $\beta$ 部分	
E	特定申請書 添付資料	平成 28 年度特定事業計画	本件法人から提出された公になっていない特定事項に関する情報 ○ 左記文書中、題目及び頁番号以外のすべて
		平成 28 年度収支予算書	本件法人から提出された公になっていない特定事項に関する情報 ○ 左記文書の表のすべて
		収支予算の事業別区分経理の内訳書	本件法人から提出された公になっていない特定事項に関する情報 ○ 左記文書の表のすべて
		本件法人組織図	本件法人から提出された公になっていない特定事項に関する情報 ○ 左記文書の標題以外のすべて
		第 16 回理事会議事録	本件法人から提出された公になっていない特定事項に関する情報 ○ 左記文書 1 頁目中、会議開催日 ○ 左記文書 2 頁目及び 3 頁目中、標題及び頁番号以外のすべて
		第 16 回理事会日程	本件法人から提出された公になっていない特定事項に関する情報 ○ 左記文書中、標題以外のすべて
		議案	本件法人から提出された公になっていない特定事項に関する情報 ○ 左記文書中、1 行目以外のすべて
		第 16 回理事会資料	本件法人から提出された公になっていない特定事項に関する情報 ○ 左記文書 1 頁目の表中、第 1 欄第 1 項以外のすべて ○ 左記文書 2 頁目のすべて
		貸借対照表 平成 28 年 3 月 31 日現在	本件法人から提出された公になっていない特定事項に関する情報 ○ 左記文書の表のすべて

別表 1 &lt; 続き &gt;

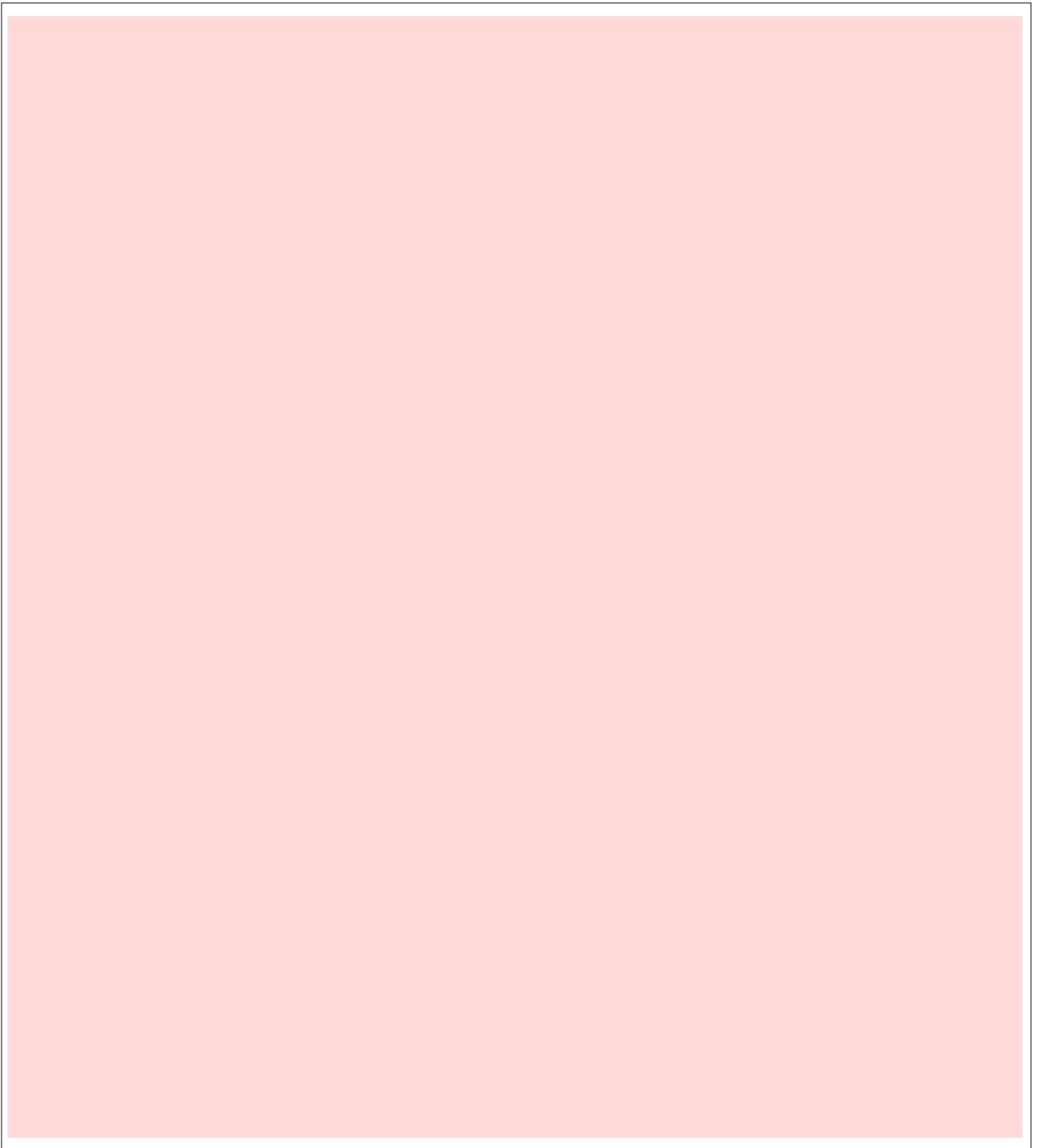
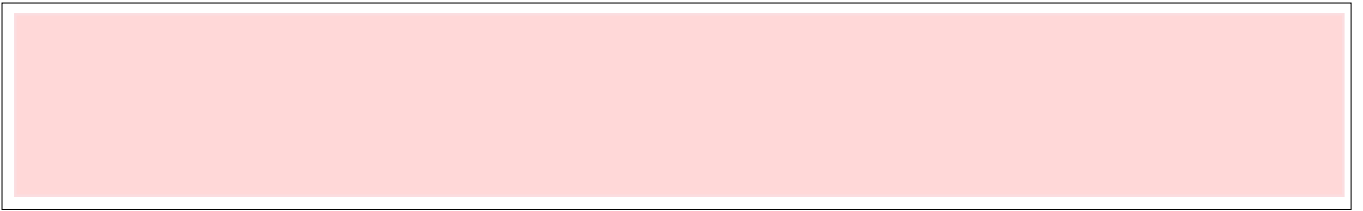
原処分における非公開情報一覧			
文書区分		文書種別	非公開情報
E	特定申請書	平成 28 年度 貸借対照表	本件法人から提出された公になっていない特定事項に関する情報 ○ 左記文書の表のすべて
		平成 28 年度 貸借対照表 直後の 3 頁 分の文書	本件法人から提出された公になっていない特定事項に関する情報 ○ 左記文書のすべて
		特定申請添 付資料のう ち上記以外 の添付資料	本件法人から提出された公になっていない特定事項に関する情報 ○ 別表 2 中、α 部分
	特定申請書の 関連文書	-	本件法人から提出された公になっていない特定事項に関する情報 ○ 左記文書のすべて

別表 2





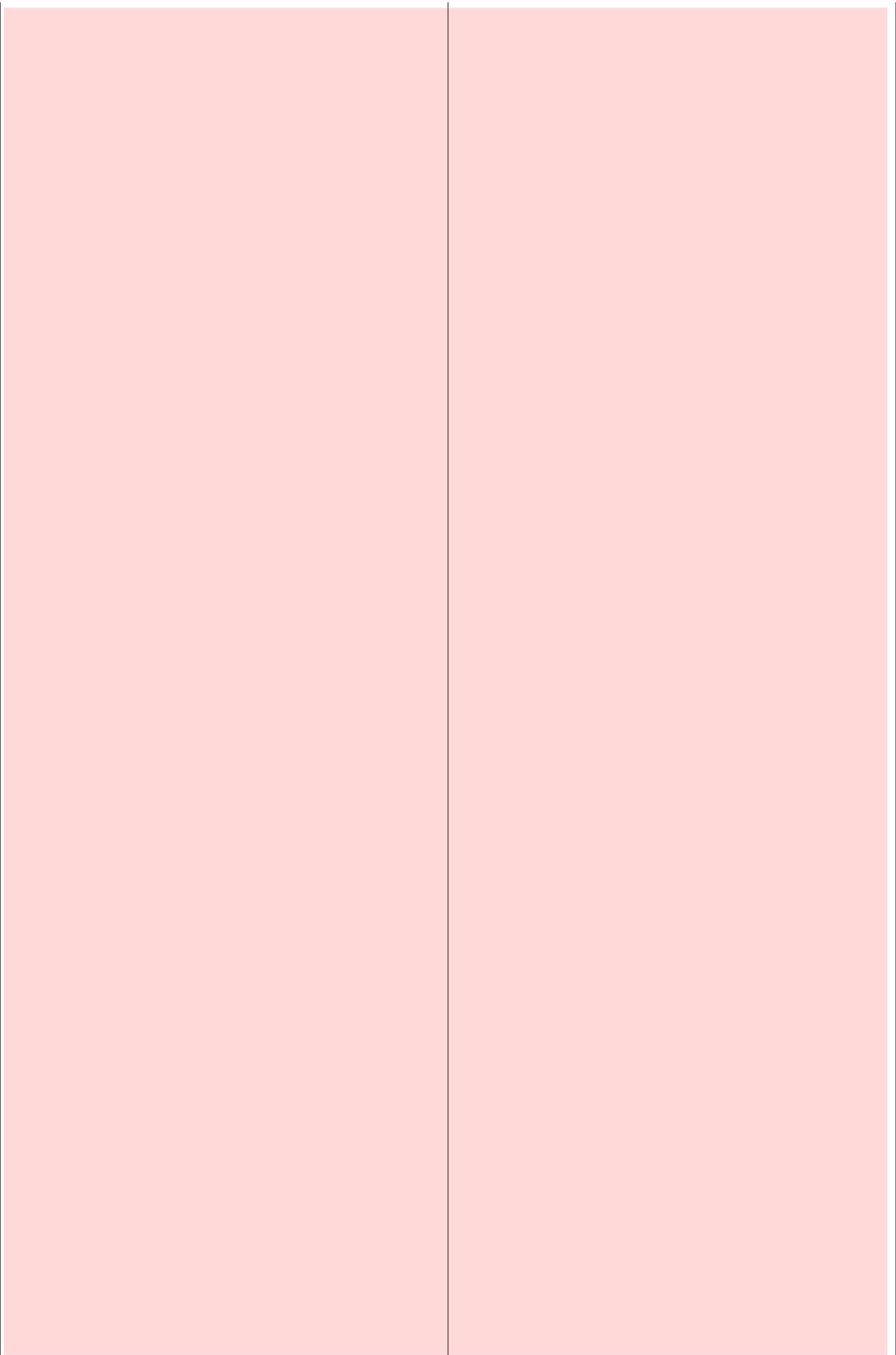




[Redacted]	
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]













--	--























--	--



--	--














別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 12 月 7 日	○ 諮問
平成 30 年 3 月 23 日 (第 182 回部会)	○ 審議
4 月 16 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
4 月 26 日 (第 183 回部会)	○ 審議
5 月 29 日 (第 184 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元神奈川大学教授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長 (部会長を兼ねる)
交 告 尚 史	法政大学大学院教授	会長職務代理者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(平成 30 年 6 月 19 日現在) (五十音順)